

本規約は、20[]日付けで締結された：

(1) [**カンターの事業体**を挿入] は、[**国名**を挿入] の [**住所**を挿入] に登録事務所を有する（会社登録番号：[**会社登録番号**を挿入]）（以下「**カンター**」という。）

(2) [**サプライヤー名**を挿入] は、[**国名**を挿入] の [**住所**を挿入] に登録事務所を有する（会社登録番号：[**会社登録番号**を挿入]）（以下「**サプライヤー**」という。）

1. 定義

この契約では

- 1.1 「**脱税防止法**」とは、脱税、脱税の斡旋を防止することを目的とする法律をいう。
- 1.2 「**贈収賄法**」とは、贈収賄または汚職に関する法律をいう。
- 1.3 「**営業日**」とは、カンターが所在する地域の決済銀行が営業している日（カンターが所在する地域の土曜、日曜、祝日を除く）を意味する。
- 1.4 「**カンター**」とは、PO の「請求書送付先」欄で指定されたカンターの事業体を意味する。
- 1.5 「**本規約**」とは、この規約を意味する。
- 1.6 「**本契約**」とは、本規約および PO に含まれる情報を含む、カンターとサプライヤーとの間の契約を意味します。
- 1.7 「**カンター補償対象者**」は、第 14 条に定める意味を有する。
- 1.8 「**納品日**」とは、PO に記載された納品期限を意味する。
- 1.9 「**引渡場所**」とは、PO の「送付先」住所として指定された場所を意味する。
- 1.10 「**不可抗力**」とは、影響を受ける当事者の過失または過失によらず、その当事者が合理的な注意力の行使によって防止または防止策を講じることができない、制御不能な事態を意味します。
- 1.11 「**商品**」とは、PO で指定された商品を意味する。
- 1.12 「**支払不能事由**」とは、関連当事者が債務を支払うことができない場合や、その当事者の全資産または一部の資産や事業に対して受取人や管理者が任命された場合、または裁判所や債権者が受取人や管理者を任命する権利を有する状況が生じた場合、または倒産プロセスや手続きの対象となる場合、または任意整理を行う場合、または同様または同等のプロセスが管轄区域内で行われる場合を意味する。
- 1.13 「**知的財産権**」とは、特許、発明の権利（特許可能かどうかにかかわらず）、商標（その商標に取得された信用を含む）、著作権（コンピュータソフトウェアおよびデータベースの権利を含む）、データベース権、デザイン権、ノウハウの権利、機密情報および企業秘密などのすべての知的財産権（およびその申請）を意味する。
- 1.14 「**現代奴隷法**」とは、人身売買、強制労働、債務拘束、拘束労働、またはその他の形態の現代奴隷に関連する法律を意味する。
- 1.15 「**PO**」とは、カンターによって発行され、サプライヤーによって受け入れられた購入注文書、または当事者間で締結されたその他の同等の文書を意味し、これらの条件を参照することによってそれらの合意を概説する。
- 1.16 「**価格**」とは、PO に指定された価格を意味する。
- 1.17 「**サービス**」とは、PO で指定されたサービスを意味する。
- 1.18 「**サプライヤー**」とは、PO で指定されたサプライヤーを意味する。
- 1.19 「**サプライヤー人員**」とは、サプライヤーの下請業者、およびサプライヤーまたはその下請業者の取締役、役員、従業員、労働者、代理人、個人請負業者、その他の人員を意味する。
- 1.20 「**事業譲渡規制**」とは、2006 年の事業譲渡（雇用保護規則）、事業譲渡またはサービス提供変更の際に従業員の権利を保護するための法律の同等または後継の規制、および事業またはその一部の譲渡またはサービス提供の変更時に法的な人との間で雇用契約または従業契約を移転させることを要求または運用するその他の国、州、地方自治体の法律または規則を意味する。

2. 契約

本規約は、先行する全ての合意に優先し、本契約に完全に排他的に適用される。サプライヤーがカンターに提供する追加の条件は、カンターの権限ある代表者が書面で同意しない限り、無効となり、契約の一部を構成しない。本規約と PO に含まれる情報との間に矛盾や不一致がある場合、本規約が優先するものとする。当事者は、これらの条件に明示的に記載されていない限り、いかなる声明、表明、保証、または約束にも依拠せず、救済手段も持たないことを認める。

3. 商品とサービスの供給

3.1 サプライヤーは、業界最高の慣行および本契約に従って、商品およびサービスを提供し、その他の義務を履行するものとする。サプライヤーは、サプライヤー人員が適切な資格を有し、十分な訓練を受け、割り当てられた任務と責任を遂行する能力があり、納品先の職場ポリシーおよびカンターが使用または占有する施設でのサービス実行に適用されるすべての職場ポリシーに従うことを保証する。

3.2 サプライヤーは、以下を行うものとする。

- (a) 納品日までに、通常の営業時間内に商品を引渡場所へ引き渡すこと。納品期限は本契約において重要な事項である。
 - (b) 全ての出荷には適用される PO 番号を参照する梱包リストを同梱し、全ての箱、パッケージ、出荷覚書、請求書および対応書簡が適用される PO 番号を参照することを保証する。
- 3.3 サプライヤーは、<https://www.kantar.com/supplier-code-of-business-conduct> で入手可能な「カンターのサプライヤーに対する企業行動規範」、および https://www3.kantar.com/j/1035373/2023-08-24/3bv2/1035373/169288863AZyh9sMk/Kantar_Supplier_Security_Obligations.pdf で入手可能な「情報セキュリティ要件」を遵守するものとする。

4. リスクとタイトル

商品の危険は、引渡場所における商品の完全な荷降ろし（「**納品**」）時にカンターに転移するものとし、所有権は、引渡し時、またはそれより早い場合は商品代金の支払い時にカンターに転移する。

5. 余剰商品

サプライヤーが、本契約に基づきカンターが注文または購入した数を超える商品を納入する場合、カンターは、超過分を保管するか、または拒否することを選択できる。カンターが超過分を保管することを選択した場合、超過分の商品の所有権は、納品時にカンターに転移するものとする。カンターが超過品を拒否する場合、書面でサプライヤーに通知するものとし、超過品の所有権および危険はサプライヤーに留まるものとし、第 8.3 条（a）、（b）、（c）および（d）が適用されるものとする。

6. キャンセル

- 6.1 カンターは、(a) 商品に関しては、引渡し前であればいつでも書面による通知により、(b) サービスに関しては、30 日以上前の書面による通知により、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 6.2 カンターが第 6.1 条(b)に基づき解約した場合、カンターは、解約日までの契約に従って履行された本サービスの料金を日割りで支払うものとし、サプライヤーは、支払われた料金のうち解約後の期間に関連する部分を返金する。

7. サプライヤーの誓約

7.1 サプライヤーは、以下を保証、表明し、誓約する：(a) サプライヤーは、本契約に従って本商品を販売し、本サービスを提供する完全な権利、権限を有すること、(b) サプライヤーは、本商品をすべての担保、負担、費用を

留保をすることなく販売すること、(c) 本商品は、納品時に新品かつ未使用であり、本契約、サプライヤーがカンターに提供したサンプル、および PO で言及された、または一般に公開された説明または仕様と適合すること、(d) 本条項(c)を制限することなく、商品およびサービスは満足のいく品質であり、サプライヤーが明示的または黙示的に知り得たあらゆる目的に適合し、材料、設計、製造上のあらゆる不適合がないこと、(e) 商品は、PO、関連商品、または商品とともに提供される包装または文書で言及されるすべての基準に適合すること、(f) 商品およびサービスは、適用されるすべての法律を遵守して製造、提供、販売されている、またはされる予定であること。

7.2 サプライヤーは、(a)適用される法律、法令、規制、(b)司法、政府、またはその他の規制当局が発行する法的拘束力のある規範、命令、または指示、(c)法的拘束力のある適用される業界規範、方針、または基準（ISO 20252 基準を含むがこれに限定されない）を遵守することを保証し、表明し、誓約する。

8. カンターの救済

- 8.1 商品の法的な受領は、カンターからサプライヤーへの書面による受領通知によってのみ行われる。商品に対する支払い、納品書（または同様の文書）の受領または署名は、法的な受領を構成するものではなく、商品が本契約に適合していることを示すものでなく、商品を拒否するカンターの権利に影響を与えない。
- 8.2 第 7 条の違反がある場合、カンターが商品またはサービスを受領したか否かにかかわらず、カンターは、サプライヤーに書面で通知することにより、(a) 該当する商品またはサービス、および（カンターの裁量で）サプライヤーが同じ PO に基づいて納入した他のすべての商品を拒絶でき、この場合には第 8.3 条を適用する。この場合、サプライヤーは、合理的に実行可能な限り速やかに、いかなる場合でも、サプライヤーが本第 8.2 条に基づく書面による通知を受領してから 5 営業日以内に、これに従う。
- 8.3 カンターが本契約または法律に基づいて商品またはサービスを拒否した場合：
 - (a) カンターが拒絶された商品またはサービスの代金を支払っている場合、サプライヤーが書面による拒絶通知を受領してから 5 営業日以内に、サプライヤーは、それらの商品および/またはサービスの代金および本契約に基づいて支払われたその他のすべての金額をカンターに返金する。
 - (b) サプライヤーは、不合格となった商品またはサービスの代金をカンターに請求しないものとし、カンターはそれらの代金を支払う義務を負わない。
 - (c) カンターは、不合格品を、サプライヤーの費用負担で、サプライヤーが回収できるようにするか、サプライヤーの費用負担で、サプライヤーに返却するものとし、サプライヤーは、不合格品の回収または返却までの間、カンターに発生した合理的な保管費用の全額を補償する。
 - (d) 不合格品のリスクは、サプライヤーがカンターからの書面による不合格通知を受領した日から、サプライヤーに帰属する。
 - (e) カンターが拒否された商品およびサービスの代わりに商品またはサービスを購入した場合、サプライヤーは、本契約に基づいて拒否された商品およびサービスの総価格と、カンターが代替品に実際に支払った価格との差額についてカンターに補償するものとする。ただし、(ii)の価格が(i)の価格を下回る場合を除く。

9. 支払い

- 9.1 商品の価格には、梱包、保険、運送および配送にかかるすべての料金が含まれる。価格には、消費税またはこれに類する税金は含まれない。消費税またはこれに類する税金は、請求書が提出された時点の適用税率で請求されるものとする。
- 9.2 サプライヤーは、PO に明記された通り、納品後の商品および本サービスの対価をカンターに請求することができる。
- 9.3 第 9.4 条に従い、(a)カンターは、正しい PO 番号を明記した有効な請求書を受領した月の末日から 60 日後のカンターの次回支払日に、サプライヤーの請求書を支払うものとする。(b)サプライヤーは、支払期限から実際の支払日まで、未払いの延滞金に対し、イングランド銀行の基準金利に年率 2% 上乗せした利率で利息を請求できる。両当事者は、これが支払遅延に対する実質的な救済措置であり、支払遅延に対する法定利率の代わりに適用されるべきであることに同意する。
- 9.4 カンターは、以下を行うことができる。(a) カンターが合理的に異議を唱えるサプライヤーの請求書の項目について支払いを保留する。(b) サプライヤーに対してカンターが支払うべき金額に対して、サプライヤーがカンターに対して負う債務を相殺する。

10. 機密保持

- 10.1 サプライヤーは、本契約に関連してサプライヤーが受領または入手した情報のうち、次のいずれかに該当するものを秘密とし、いかなる第三者にも開示しない（本契約の履行を目的として、知る必要がある役職員又は委託先に開示する場合を除く）。(a) カンターまたはカンターの関連会社もしくはカンターの事業または業務に関連するもの、(b) 機密扱いとされているもの、(c) 情報の性質または開示もしくは取得された状況から、合理的に機密または専有情報であると思われるもの。上記を制限することなく、サプライヤーは、当該情報を保護するために、自らの機密情報を保護するために使用するのと同程度の注意を払うものとし、いかなる状況においても合理的な注意を下回らないものとする。
- 10.2 第 10 条の義務は、以下の情報には適用されないものとする：(a) サプライヤーが本契約に基づき、または本契約に関連して情報を取得した時点で、守秘義務を負うことなくサプライヤーが既に知っていた情報、(b) 公に知られている情報、またはサプライヤーの不当な行為により公に知られるようになった情報、(c) カンターの書面による許可により開示が承認された情報、または(d) 本契約に基づき、または本契約に関連して取得した情報を参照することなくサプライヤーが独自に開発した情報。
- 10.3 第 10 条の義務は、本契約の満了または終了の日から 5 年間存続する。ただし、営業秘密情報の場合、その義務は永続的に存続するものとする。

11. パブリシティ

サプライヤーは、顧客の事前の書面による同意なしに以下のことを行わないものとする：(a) サプライヤーがカンターに商品および/またはサービスを提供している、または提供したという公の発表や声明を行うこと；(b) カンターまたはカンターの関連会社の名前、ロゴ、商標、またはシンボルを広告、顧客リスト、プレスリリース、または宣伝マーケティング資料に使用すること。

12. 知的財産権

本契約の履行過程でサプライヤーまたはサプライヤー要員によって開発または創出された知的財産権はすべて、カンターに帰属する。サプライヤーは、ここに、取消不能な形で、かかる知的財産権のすべてをカンターに譲渡し、サプライヤー要員に、かかる知的財産権の創出時に（将来の権利の現在の譲渡として）カンターに譲渡させるものとし、この譲渡を有効にするために必要な一切の措置をとり、必要な文書を作成する。サプライヤーは、本条に基づき、または本条に従って譲渡された権利に関連する、いわゆる「著作権者人格権」または「著作者人格権」に関し

(APAC) Kantar 契約条件

て、いかなる法域においても、現在または将来においてサプライヤーが有する可能性のあるすべての請求権を、適用法の許す範囲で、無条件かつ取消不能形で放棄させるものとする。

13. データ保護とセキュリティ

<https://www.kantar.com/supplier-data-processing-agreement> に記載されているデータ保護およびセキュリティ要件が適用されるものとする。疑義を避けるため、DPA で言及されている EU データ保護法および英国データ保護法は、個人データの収集および処理に関連する場合にのみ適用される。

14. 補償

サプライヤーは、(a)(i) サプライヤーまたはサプライヤー要員の作為または不作為、または(ii) サプライヤーの本契約違反に起因する人の死亡または人身傷害、または有形財産の損害；(b) 第三者による、カンター被補償者による商品またはサービスの使用または受領が第三者の知的財産権を侵害するとの主張に関し、カンター、カンターの関連会社、カンターおよびその関連会社の取締役、役員、従業員、労働者、代理人、請負業者（以下、「**カンター被補償者**」）に対し、すべての損失、請求、責任から補償し、防衛し、損害を与えないものとする。カンターは、サプライヤーの費用負担で、カンター自身の弁護士を利用して、本条項の補償の対象となる請求の弁護に参加する権利を有する。

15. 責任

15.1 本第 15 条の除外および制限は、以下には適用されない。(a) 過失による死亡または人身傷害、(b) 詐欺または詐欺的な虚偽表示、(c) 法律により除外または制限できない責任。

15.2 いずれの当事者も、契約、不法行為（過失を含む）その他を問わず、本契約に基づき、相手方が被った間接的または結果的な損失について、責任を負わないものとする。

15.3 第 15.2 条にかかわらず、カンターまたはその関連会社から被った、または被った利益の損失、不要であった支出、本契約に基づきサプライヤーが提供すべきであった商品およびサービスの代替となる商品またはサービスを調達するための追加費用および経費、予想貯蓄の損失、これに準じる損失は、直接的な損害とする。

15.4 本第 15.1 条および第 15.2 条を条件として、契約、不法行為（過失を含む）、その他を問わず、本契約に基づくカンターの責任の総額は、本契約に基づく商品およびサービスの価格の総額を超えないものとする。

15.5 本第 15 条のいかなる内容にかかわらず、サプライヤーが (a) 重過失または故意の不履行；(b) 第 10 条（機密保持）の違反；(c) 第 13 条に記載されたデータ保護およびセキュリティ要件の不遵守；(d) 第 14 条の補償；または (e) 第 19 条（贈収賄防止および脱税防止）または第 20 条（現代の奴隷制）の違反がある場合には、サプライヤーの責任を制限を適用しない。

15.6 第 15.1 条、第 15.2 条および第 15.5 条に従い、供給業者の本契約に基づく総責任および累積責任は、本契約に基づく商品およびサービスの総価格および供給業者に支払われたまたは支払われるその他のすべての金額の 300% を超えないものとする。

16. 契約の解除

16.1 カンターは、以下の場合、書面による通知をもって本契約を解除することができる：(a) サプライヤーが本契約に重大な違反を犯し、その違反が是正不可能である場合、またはサプライヤーが書面による通知を受領後 30 日以内に違反を是正しない場合、(b) サプライヤーが支払不能事由に陥った場合、(c) サプライヤーが第 7 条(f)（適用法の遵守）、第 10 条（機密保持）、第 13 条（データ保護およびセキュリティ要件）に定めるデータ保護およびセキュリティ要件、第 19 条（贈収賄防止および脱税防止）または第 20 条（現代奴隷制度）の義務に違反した場合。

16.2 サプライヤーは、(a) カンターが支払不能事由に陥り、適用法の下で解除が制限されない場合、または(b) 第 17 条（不可抗力）に定める場合、カンターへの書面による通知により本契約を解除することができる。

16.3 以下の条項は、本契約の終了または満了後も存続するものとする：第 5 条（余剰商品）、第 9 条（支払い）、第 10 条（機密保持）（第 10.3 条に従う）、第 14 条（補償）、第 15 条（責任）、本第 16.3 条、および第 22 条（一般規定）。

17. 不可抗力

ある当事者（「**影響を受ける当事者**」）が不可抗力により本契約に基づく義務のいずれかを履行できない場合、本契約は有効に存続するものとするが、影響を受ける当事者の関連する義務および他方の当事者（「**影響を受けない当事者**」）の対応する義務は、履行停止が不可抗力により要求される範囲を超えないことを条件として、不可抗力の状況に等しい期間停止される（支払いを行う義務を含む）ものとする。不可抗力の事態が 1 ヶ月を超える期間継続した場合、影響を受けない当事者は、影響を受ける当事者に対し、書面による通知により、本契約を直ちに終了できる。

18. 譲渡と下請け

18.1 カンターは、サプライヤーに通知した上で、(1) 関連会社、(2) 合併、再編、統合もしくは売却に基づくカンターの承継人、または(3) カンターの資産もしくは事業のうち、サプライヤーの本サービスが取得された部分もしくはその時点で使用されている部分のすべてもしくは実質的にすべてを取得する事業体に、本契約または本契約に基づく権利もしくは利益を譲渡し、または本契約に基づく義務を委任することができる。上記に別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者も、他方の当事者の書面による事前の同意がない限り、本契約または本契約に基づく権利もしくは利益を譲渡すること、または本契約に基づき履行すべき義務を委任することはできない。本契約は、両当事者の承継人を拘束し、その利益のために効力を有するものとする。

18.2 サプライヤーは、カンターの書面による事前承諾なしに、業務指示書に基づく義務の履行を第三者に再委託してはならない。カンターによる下請業者の承認は、サプライヤーの表明および保証に基づきカンターが有する権利の放棄を意味しない。サプライヤーは、その下請業者のすべての作為および不作為について全責任を負う。本契約のいかなる規定も、カンターと下請業者との間にいかなる契約関係も生じさせるものであってはならず、また、カンターが下請業者に支払うべき金銭を支払う義務を負うものでもない。

19. 贈収賄防止と脱税防止

サプライヤーは以下を行うものとする。(a) すべての贈収賄法および脱税防止法（総称して「**反腐敗法**」）を遵守し、サプライヤー人員がこれらを遵守することを確保する；(b) 反腐敗法に違反する行為や不作為、または顧客を反腐敗法違反に陥れる行為や不作為をしないことを確保する；(c) 本第 19 条を遵守するための方針および手続を確立し、適切な場合にはこれを実施する；(d) そのような方針および手続を顧客に開示し、遵守状況を監査させる；および (e) 本第 18 条の違反または本第 19 条で要求される方針および手続の重大な違反を顧客に直ちに報告する。サプライヤーは、反腐敗法に関連する違反で有罪判決を受けたことも、執行機関との和解に至ったこともないことを保証し、表明し、誓約する。

20. 現代の奴隷制

サプライヤーは、サプライヤーおよびサプライヤー人員が以下のいずれも行っていないことを保証し、表明し、誓約する：(a) いかなる現代の奴隷制法（「**現代の奴隷制犯罪**」）の下での犯罪を犯していないこと；(b) 現代の奴隷制犯罪の疑いに関連する調査または現代の奴隷制法の下での起訴の対象となっているという通知を受けていないこと；または (c) そのサプライチェーン内で現代の奴隷制犯罪の疑いに関連する調査または現代の奴隷制法の下での起訴を引き起こす可能性のある状況を認識していないこと。サプライヤーは、すべての適用される現代の奴隷制法を遵守し、サプライヤーまたはサプライヤー人員が本第 20 条に違反し、または違反する可能性があることを認識した場合には、直ちに書面で顧客に通知するものとする。

21. 人員の移転（該当する場合）

21.1 当事者は、サプライヤーによる本サービスまたはその一部の開始（「**参入**」）、またはサプライヤーおよび/もしくは下請け業者が本サービスまたはその一部の提供を停止（「**退出**」）した場合、事業譲渡規制は適用されないと期待する。

21.2 (1) 退出時に事業譲渡規制が適用される場合、または(2) 以下に定める者が (a) 事業譲渡規制の結果として、または本サービスの提供に関連するその他の理由により、カンターまたは本サービスと同一または類似のサービスを提供するために従事する第三者（および/または第三者が指名する下請業者）（以下、「**受入サプライヤー**」）という。）雇用されるべき、または(b) 終了に関連して、移転規制の結果、カンターまたは受入サプライヤーが責任を継承すべきという主張する場合、サプライヤーは、カンターおよび受入サプライヤーに対し、以下に定める事項に起因または関連するすべての損失について補償するものとする：

(a) サプライヤーおよび/または下請サプライヤー-サプライヤー用または雇用もしくは雇用の終了、またはカンターおよび/または受入サプライヤーとの雇用または雇用もしくは雇用の終了。

(b) 事業譲渡規制の違反について、顧客および/または受入サプライヤーが責任を負うという主張または請求

22. 一般

22.1 権利放棄は、書面により、かつ、権利を放棄する当事者の権限を有する代表者が署名しなければ効力を生じない。本契約に基づく義務の厳格な履行を要求しなかった場合、または本契約に基づく権利もしくは救済措置を行使しなかった場合（もしくは行使が遅れた場合）は、当該義務または当該権利もしくは救済措置の放棄を構成しないものとする。

22.2 本契約におけるすべての救済措置は累積的なものであり、法律上または衡平法上、当事者が利用可能なその他の救済措置に追加される（これに代わるものではない）。

22.3 本契約の変更は、書面によるものとし、各当事者の権限を有する代表者が署名しなければならない。

22.4 本契約のいずれかの条項が無効、違法または執行不能となった場合、当該条項は、有効、適法かつ執行可能とするために必要な最小限の範囲で修正されたものとみなされる。かかる修正が不可能な場合、当該条項または部分条項は削除されたものとみなす。本条に基づく条項または部分条項の修正または削除は、本契約の残りの部分の有効性および執行可能性に影響を与えないものとする。

22.5 本契約のいかなる条項も、当事者間にパートナーシップまたはジョイントベンチャーを確立することを意図するものではなく、またそのようにみなされるものでもない。

22.6 カンターは、関連会社および/または顧客補償対象者が本契約に関連して被るまたは負担する損失を、カンターが被るまたは負担する損失として回収することができる。また、カンター補償対象者は第 14 条を執行することができるが、それ以外の場合、本契約の当事者ではない者が本契約を執行する権利を持たない。本契約を解除、変更、一時停止、執行または終了するために、または本契約に基づく権利や義務を譲渡または移転するために、または本契約に関連して免除を行うために、当事者ではない者の同意は必要ない。

22.7 通知は書面で行い、PO に記載された該当する当事者の代表者宛に送付するものとする。通知は、PO に記載された該当する当事者の代表者のメールアドレスに送信することができるが、手渡しまたは前払い郵便で送付されたハードコピーの通知も同時に送付するものとする。顧客宛のすべての通知のコピーは、procurement@kantar.com に送付する必要がある。

22.8 本契約および本契約に起因または関連する契約外の義務は、**【関連市場を挿入】**の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとし、**【関連市場を挿入】**の裁判所が専属的合意管轄権を有するものとする。

【サプライヤー名を挿入】

署名

氏名

タイトル

署名日

【カンターの事業体を挿入】

署名

氏名

タイトル

署名日